

た ま な ん 多摩南三二通信

(財)東京都保健医療公社
多摩南部地域病院
地域医療連絡室第13号
平成10年10月 1日発行

地域医療支援病院に承認されました？

昨年12月に医療法の改正が行われ、地域医療支援病院が国の制度として位置づけられました。このことで、医療機関それぞれの役割分担が明確になりました。
当院は、本年9月に全国で3番目に承認されました。

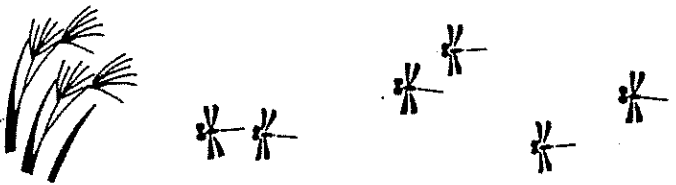
医療法改正の目的

要介護者の増大に対応し、地域に必要な医療を確保するなど、国民に良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制整備のために行われました。

当院は、地域の医療体制をバックアップする「地域医療支援病院」としての役割を担っています。その役割とは・・・

その1 他の診療所や病院から紹介された患者に対し、医療を提供すること
開院時から、紹介予約制で診療を行っています。*詳しくは、多摩南三二通信No.4をご覧ください。

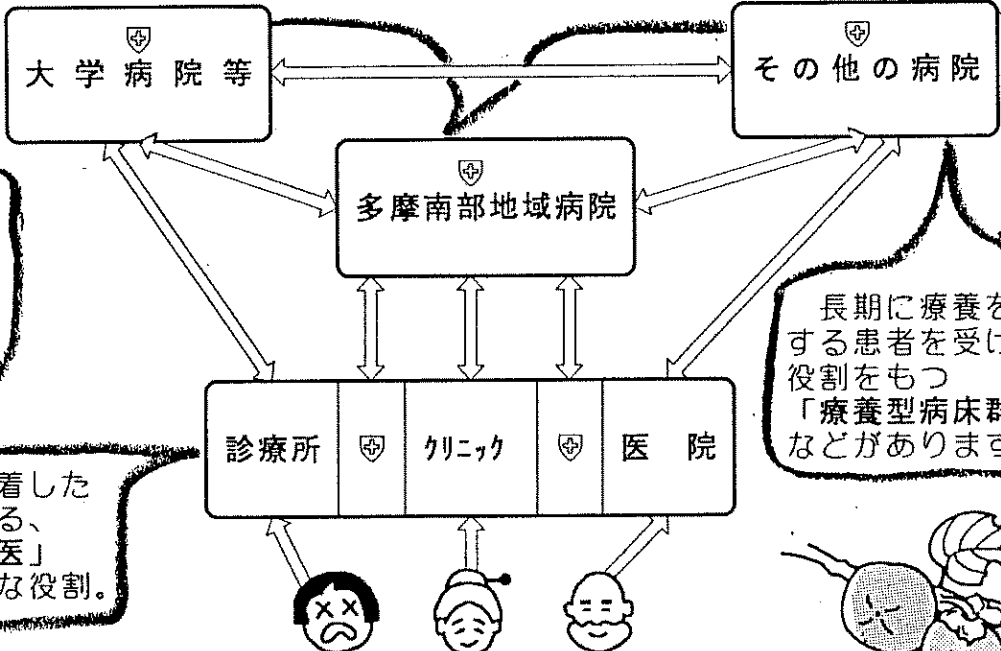
その2 病院の設備等を地域の医療機関の医師等が診療などに利用できること
登録医は、当院に紹介患者さんが入院した場合、当院の医師と共同で診療や手術を行うことができます。このことは、一貫性・継続性をもった診療を受けられると、患者さんからとても喜ばれています。検査機器だけを共同利用することもできます。



その3 救急医療を提供すること
当院の重点医療として位置づけ、二次救急の受け入れをしています。*詳しくは、多摩南三二通信No.3をご覧ください。

その4 地域の医師等の資質の向上を図るための研修を行うこと
登録医研修会などを実施し、地域の医療従事者と活発な意見交換等を行っています。

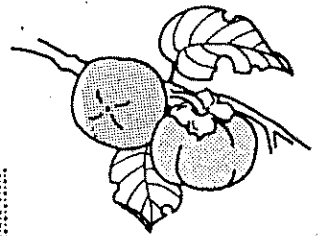
その5 紹介医が病院の資料等を閲覧できること
紹介医は診療及び病院の管理運営に関する諸記録を閲覧できます。



地域を越えて、専門的な医療を提供し、高度医療技術の開発を行う「特定機能病院」としての重要な役割。

長期に療養を必要とする患者を受け入れる役割をもつ「療養型病床群」などがあります。

地域住民に密着した医療を提供する、「かかりつけ医」としての重要な役割。



今後さらに、患者さんにとって、より適切な医療を提供できるように地域医療の向上・連携に力を入れていきます。

♡「多摩南三二通信」をご希望の方は、総合案内にお申し出ください。♡